

【 資料編 】

【資料 1】

(区報第一面の全面を使った周知記事)

(手渡しやすい名刺サイズの媒体ツール)

【資料2】

- JOBOTAの理念・目標 -

- ◇電話・来所した気持ちを思いつかせ、想像できる相談員（相談所）であろう。
- ◇相談者の置かれている状況・気持ちを受容・共感できる相談員（相談所）であろう。
- ◇一人ひとり人間には力、可能性がある。その力を発見し、利用者の認識にし、足を踏み出す力を育む相談員（相談所）であろう。
- ◇人々を孤立させてはならない—困窮者に寄り添える相談員（相談所）であろう。
- ◇他機関と連携し支援できる力をもつ相談員（相談所）であろう。

【資料3】

任意整理	当事者が弁護士や司法書士を介して話し合いを行い、今後の返済方法を決める手続きです。多くの場合、3年から5年くらいの期間内に、分割で支払う、というのが具体的な返済方法になります。
自己破産	破産手続開始及び免責許可の申立てをすることをいい、債務者が経済的に破たんした場合に、債務者自身が裁判所に申立てを行い、裁判所が債務者の財産を債権者に公平に分配するための手続きです。免責が許可されると法律上、借金の返済義務がなくなります。
個人再生	小規模個人再生と給与所得者等再生の2種類の手続に分けられますが、いずれも、返済すべき債務額を民事再生法の定める方法によって減額し、3年（特別な事情があれば、最長5年まで延長することができます。）間の分割払で返済するための手続きです。
特定調停	債務の返済ができなくなるおそれのある債務者の経済的再生を図るため、簡易裁判所で行われる調停の手続きです。債権者と債務者が返済方法について合意した場合、裁判所で調停調書を作成します。

（※JOBOTA活用の法テラス（日本司法支援センター）リーフレットより引用（抜粋））

【資料4】

プログラム① パソコン教室
パソコンに触れたことのない人も大歓迎です。

基礎コース…パソコン操作の基礎の習得（ローマ字入力など）
毎週土曜日 午後 2時～3時

初級コース…文章づくり（ワード）、エクセルの基礎
毎週土曜日 午前 10時～11時

応用コース…エクセルの関数を用いた計算
毎週土曜日 午後 2時～3時

場所:JOBOTAフリースペース



プログラム④ グループワーク「さわやか自己表現」
自分も相手も大切にするコミュニケーション法を身につけると、人生が豊かになります。グループで話し合い、ステップアップしていきます。

ステップ1 自分の力を知り発揮する—さわやか自己表現法
ステップ2 自分らしく生きる——プランを立て目標実現
ステップ3 自分にあった仕事選び——こうしたら探せる
ステップ4 自分の魅力を伝えよう——応募書類づくり
ステップ5 決め手は事前の準備——これで面接は大丈夫

毎週水曜日 午後 1時30分～3時
場所:JOBOTAフリースペース



プログラム② ものづくり
デパート贈答用化粧箱を組み立てます。意外に楽しく、いつの間にか作業に熱中。達成感が味わえます。ささやかですが、工賃も出ます。

週2回（月曜日・木曜日 午前 10時～11時 30分）
場所:JOBOTAフリースペース



プログラム⑤ 「1行日記」で自己発見
その日に「行ったこと」「できしたこと」を、1行でもいいので書いてみませんか。続いているうちに「違った自分」が見えてきます。

「僕もやってみた」Aさん
家から出られない自分が不安だった。ゲームばかりやって昼夜逆転の生活、これではダメだと思い、JOBOTAの相談員に勧められた日記をつけ始めた。やったこと、やれたことだけを書いた。わずか数行の日記だったけど、僕だってこうやれることがあるんじゃないかと気づいた。ほんの少し自分のことが好きになった。

プログラム③ 仕事・ボランティア体験
施設の清掃・芝刈りボランティアなど、お仕事体験を実施しています。汗を流し、爽快な気分を味わいませんか。



プログラム⑥ あなたに応じたプログラムも
私たちは、限りない可能性を秘めています。それぞれの可能性・魅力を見つけ、発揮するために、一緒にプログラムを考え取り組んでいませんか。



（就労準備支援プログラムの案内チラシ）

【資料5】

中学生の放課後学習支援
「楽しい! はかどる! でも落ち着く。」

——道学中の主役の声より

そんな場所がある、 無料の学習教室。

中学生のための学習支援教室。
各教室、定員に限りがございます。
お早めにお申し込みください。

① 一人ひとりに寄り添った学習支援

お子さまの習熟度に応じた学習カリキュラムを策定します。

専任講師と大学生スタッフが学習を指導します。
指導方法はスタッフ1名に対し生徒3名までの個別指導です。

進学塾と同じ教材を使用。
一人ひとりの学力に最適なプリント教材を使用して進めます。
宿題や学校のワークを持ち込んでの学習もできます。

② 都立入試対策 受験生を応援

模擬テスト、夏期・冬期講習も実施します。

年数回の一斉模擬テストで、客観的な学習到達度を測定します。
学習面の弱点克服、受験対策を目的に、夏・冬講習を実施します。

③ 居場所づくりを進め、社会性も育成します

リーダーシップ、協調性、社会で必要な力を養います。

毎週日曜日に、教室を開放しての居場所活動や季節イベントを実施。
子ども達自身が企画・運営する経験を積みながら、
社会性の向上を目指します。

④ 相談サポート

保護者さまの相談サポートを行っています。

学習相談や進路相談を定期的に実施。高校進学に係る費用に関する
情報提供（奨学金・補助金など）を行います。

「家であまり勉強をしない」
「勉強の方法を教えてほしい」
「費用が高くて塾に通わせられない」

生徒たちからの
声です。

「先生が気さく」
「行くのが楽しみになる」

月
日
曜日
日
直

こんな学習環境で
お待ちしております。

お申込み・お問い合わせ先

大田区子どもの学習支援事務局 TEL (日曜~金曜 13時から17時) FAX 03-6428-7123 03-6428-7124

会場 西蒲田（水曜・金曜クラス）・大森西（水曜・金曜クラス）
東糀谷（火曜・木曜クラス）・仲池上（火曜・木曜クラス）

時間 週1回 18:30~21:00

もっと詳しく知りたい方は
ホームページへ

大田区子どもの学習支援事務局は、大田区からの委託を受け、NPO法人ユースコミュニティが運営しております。



(学習支援事業の案内チラシ)

【資料6】



STUDY SUPPORTERS MANUAL
ユースコミュニティー

学習サポーター マニュアル

特定非営利活動法人 ユースコミュニティー

こんなことはありませんか？

たとえ皆さんが日常生活で嫌なことがあっても、気分が乗らない時でも、子どもたちに接する際には「一番素敵な」皆さんの姿で接してください。子どもたちは皆さんの都合を知らないのです。

「無意識」にやっている可能性あり！

目指すべきサポーターの姿

優しくて温かい 時には本気で叱ってくれる 繰りがいがあり 説明も分かりやすい 子どもたちから憧れの存在となる

基礎的な学びの先にある理想の姿
本気で向き合い、憧れられるサポーターを目指す

好印象を与える7つの態度

1. 明るくさわやかな声を心がける
2. 体の正面を必ず相手に向ける
3. 腕組み、足組み、後ろで手を組まない
4. 相手の立場を考え行動する
5. 指示待ちではなく、自ら動けることを探す
6. 自信がない場合は、すぐに確認・質問をする
7. 「ありがとうございます」に笑顔を添える

(学習サポーターのためのマニュアル (全 51 ページ))

【資料 7】

八幡市役所 福祉部 生活支援課 電話:075-983-1111
(相談支援係) FAX:075-983-1467

【資料8】(府内外で連携のため使用しているリーフレット)

（「第2次八幡市地域福祉推進計画【概要版】」から掲載－平成30年7月に地域包括支援センターや障がい児・者相談支援事業所勤務等の専門職20人前後で『むすびの談活』を実施、さらに年度内に、市報などにより市民の参加を募って『めばえの談活』、モデル地区において『まちの談活』を実施する予定。

【資料9・10】



(なんでも相談会の案内チラシ)

【資料11】



(お金のセミナー開催の案内チラシ)



(ポスティング用の出張相談会案内チラシ)

【資料 12】

【委託業務の内容】

- (1) 久米島町における生活困窮者相談窓口の設置・運営業務
ア 相談窓口を、久米島町内に1箇所設置しこれを運営する。
※具体的な場所及び開所日・時間については、受託団体の提案を受け、沖縄県所管課及び委託団体と協議の上決定する。
- (2) 久米島町における生活困窮者自立相談支援に係る業務の一部(以下「久米島町における相談支援業務」という。)
ア 生活と就労に関する問題及び、その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う業務の一部。
イ 生活困窮者に対し、就労訓練事業(雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業)の利用についてのあっせんを行う業務の一部。
ウ 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の内容等を記載した計画案の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助等を行う業務の一部。
- (3) 連絡支援員の配置
ア 上記(1)～(2)の業務を担う連絡支援員を1名以上配置する。
※連絡支援員は、受託団体の他の業務との兼務も可とし、当該業務が発生した場合に適切に対応することとする。

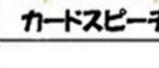
(沖縄県労福協と久米島町社協との委託契約における委託業務仕様書から引用 (抜粋))

【資料 13】

9月 就労準備講習

in 読谷村

2018年9月3日（月）～9月14日（金）全6日間

9月3日(月) 読谷村文化センター 講座室 C		9月4日(火)	9月5日(水) 読谷村文化センター 講座室 C	9月6日(木) 読谷村文化センター 講理室	9月7日(金)
午前	10:00～12:00 オリエンテーション	講習休み (面談日) 希望者のみ	10:00～12:00 事前確かめま表	10:00～15:00 手打ち！ ～冷やし中華～ (就労体験)	講習休み (面談日) 希望者のみ
休憩					
午後	13:00～15:00 からだとアタマを ほぐそう		13:00～15:00 触れて知る暮ら しの民具	 	
9月10日(月) 読谷村文化センター 講座室 C		9月11日(火)	9月12日(水) 読谷村文化センター 講座室 A	9月13日(木)	9月14日(金) 読谷村文化センター 講座室 C
午前	10:00～12:00 伝達ゲーム	講習休み (面談日) 希望者のみ	10:00～12:00 施設見学 ～沖ハム工場～	講習休み (面談日) 希望者のみ	10:00～12:00 協働ゲーム
休憩					
午後	13:00～15:00 英文字に挑戦 うちなークイズ		13:00～15:00 報連相 カードスピーチ		 

※プログラム内容は変更する場合もあります。

定 員：10名

期 間：平成30年9月3日（月）～9月14日（金）（6日間）

場 所：読谷村文化センター
(読谷村字座喜味2901番地)

★弁当付き★
★送迎あり★
(要相談)



（就労準備支援（集団）プログラムの案内チラシ（県ホームページにも掲示））

【帳票編】

【帳票 1-1】「プラン兼事業等利用申込書（表）」

プラン兼事業等利用申込書																					
ID	000001-000001	プラン作成日	平成 27 年 9 月 18 日																		
※作成回	■初回 <input type="checkbox"/> 再プラン()回目	プラン作成担当者	みずほ 太郎																		
ふりがな		性別	■男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()																		
氏名	○○ △△	生年月日	□大正 ■昭和 □平成 48 年 7 月 1 日 (42) 歳																		
<p>■解決したい課題</p> <p>○働きたいが、次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外に出かけること自体が大変。朝起きられない、電車やバスで移動するのがストレス。外に出ることができるようになつたり、生活リズムを整える必要がある。 ・ 人と会うのが緊張する。何を話していいかわからないし、頭が真っ白になる。電車やバスの中でも人が気になる。そのため拳動不審になつてしまふ。 ・ どんな仕事ができるのかわからない。働ける自信がない。人と関わらない仕事がいい。 <p>○家族のことが不安。父親の介護や一人暮らしになった弟を世話する母親の負担が心配。</p>																					
<p>■目標(目指す姿)※ <本人が設定></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>長期目標</th> <th>本プランにおける達成目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・働く。 ・母親の気持ちがラクになる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・人と緊張しないで話せるようになる。 ・どこか通えるようになる。 ・できたら就労準備支援に参加する。 ・家族の状況を把握する。 </td> </tr> </tbody> </table>				長期目標	本プランにおける達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・働く。 ・母親の気持ちがラクになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人と緊張しないで話せるようになる。 ・どこか通えるようになる。 ・できたら就労準備支援に参加する。 ・家族の状況を把握する。 														
長期目標	本プランにおける達成目標																				
<ul style="list-style-type: none"> ・働く。 ・母親の気持ちがラクになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人と緊張しないで話せるようになる。 ・どこか通えるようになる。 ・できたら就労準備支援に参加する。 ・家族の状況を把握する。 																				
<p>■プラン※ <法に基づく事業等だけでなく、自立相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施すること (本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関)</th> <th>備考(関係機関・期間・頻度など)</th> <th>法に基づく 事業等 (該当時○)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心療内科に通う (初回は相談員が紹介状を準備して同行する。2回目以降も困った時には相談員が同行する)</td> <td>医療機関 (頻度は主治医の指示に従つて)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人と実際に話して慣れる (相談員と、ひきこもり支援団体スタッフが連絡をとりあいながらサポートする。)</td> <td>ひきこもり支援団体の自助グループに行く。最初は週1回 SST グループに参加。事前に相談員とグループのスタッフと面談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労準備支援の場に参加する (通いやすく、人と接する時間の少ない業務のある事業所を相談員が探し、一緒に見学から始める)</td> <td>就労準備支援事業所</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>定期的に相談員を交えて家族の状況を確認する。 (Aさん、母親、Aさん担当相談員、母親担当相談員の4人で面談)</td> <td>3ヵ月に1回を目安に 状況に応じて父親の介護に関して地域包括と、弟の医療機関とも連絡を取りながら進める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				実施すること (本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関)	備考(関係機関・期間・頻度など)	法に基づく 事業等 (該当時○)	心療内科に通う (初回は相談員が紹介状を準備して同行する。2回目以降も困った時には相談員が同行する)	医療機関 (頻度は主治医の指示に従つて)		人と実際に話して慣れる (相談員と、ひきこもり支援団体スタッフが連絡をとりあいながらサポートする。)	ひきこもり支援団体の自助グループに行く。最初は週1回 SST グループに参加。事前に相談員とグループのスタッフと面談		就労準備支援の場に参加する (通いやすく、人と接する時間の少ない業務のある事業所を相談員が探し、一緒に見学から始める)	就労準備支援事業所	○	定期的に相談員を交えて家族の状況を確認する。 (Aさん、母親、Aさん担当相談員、母親担当相談員の4人で面談)	3ヵ月に1回を目安に 状況に応じて父親の介護に関して地域包括と、弟の医療機関とも連絡を取りながら進める。				
実施すること (本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関)	備考(関係機関・期間・頻度など)	法に基づく 事業等 (該当時○)																			
心療内科に通う (初回は相談員が紹介状を準備して同行する。2回目以降も困った時には相談員が同行する)	医療機関 (頻度は主治医の指示に従つて)																				
人と実際に話して慣れる (相談員と、ひきこもり支援団体スタッフが連絡をとりあいながらサポートする。)	ひきこもり支援団体の自助グループに行く。最初は週1回 SST グループに参加。事前に相談員とグループのスタッフと面談																				
就労準備支援の場に参加する (通いやすく、人と接する時間の少ない業務のある事業所を相談員が探し、一緒に見学から始める)	就労準備支援事業所	○																			
定期的に相談員を交えて家族の状況を確認する。 (Aさん、母親、Aさん担当相談員、母親担当相談員の4人で面談)	3ヵ月に1回を目安に 状況に応じて父親の介護に関して地域包括と、弟の医療機関とも連絡を取りながら進める。																				

(自立相談支援機関における使用帳票類標準様式 記載見本 <平成 27 年度用改訂版>
みずほ情報総研株式会社 平成 27 年 3 月 25 日 厚生労働省 平成 26 年度セーフティネット支援対策等事業 (社会福祉推進事業) 自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究)

【帳票 1-2】「プラン兼事業等利用申込書（裏）」

■法に基づく事業等※

メニュー	利用有無	支援方針(期間・実施機関・給付額等)
1 住居確保給付金	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	支給期間 ____年 ____月～____年 ____月 ____ヶ月 納付額 ____円/月 <input type="checkbox"/> 申込中 <input type="checkbox"/> 既受給 <input type="checkbox"/> 申込予定 備考()
2 一時生活支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支援期間 27年 7月 3日～27年 7月 7日 <input type="checkbox"/> 申込中 <input checked="" type="checkbox"/> 既利用 <input type="checkbox"/> 申込予定 備考(現在は利用を終了)
3 家計相談支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	支援期間 ____年 ____月～____年 ____月 備考()
4 就労準備支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支援期間 27年 12月 1日～28年 3月 28日 備考(心療内科医師に随時状況報告・相談しながら行う。)
5 認定就労訓練事業	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 雇用型 <input type="checkbox"/> 非雇用型 支援期間 ____年 ____月 ____日～____年 ____月 ____日 備考()
6 自立相談支援事業による就労支援	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

■その他関連する事業等※

メニュー	利用有無	支援方針(期間・実施機関・給付額等)
生活福祉資金等による貸付	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
生活保護受給者等就労自立促進事業	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	平成 28 年 3 月 31 日まで	次回モニタリング時期	平成 27 年 12 月
--------	--------------------	------------	--------------

■プランに関する本人同意・申込署名欄

○○様

私は、 上記のプランに基づく支援について同意します。
法に基づく事業(上記3, 4, 5)の利用を申し込みます。

平成 27 年 9 月 11 日 本人署名 ○○ △△ 印

＜支援調整会議・支援決定＞

※支援調整会議開催日	①平成 27 年 9 月 20 日 ②平成 年 月 日 ③平成 年 月 日	※支援決定・確認	■支援決定(法に基づく事業(上記3,4,5)) ■確認(法に基づく事業(上記3,4,5)以外) (決定・確認日:平成 27 年 9 月 20 日)
------------	---	----------	---

＜備考＞

--

＜必要添付書類＞

ロインテーク・アセスメントシート □その他添付書類(法に基づく事業等の利用にあたって必要とする添付書類)

【帳票 2】「相談時家計表」

相談時家計表 (年 月分)			世帯人数計 人	
			成人 人(内、高齢者 人)・未成人(以下除く) 人	
			大学 人・高校 人・中学 人・小学 人・未就学 人	
収 入		支 出		
名義人	費 　目	金額(円)	費 　目	金額(円)
前月からの繰越金		0	住居費	
月の基本収入		0	家賃	
本人	給与 ①		管理費	
	給与 ②		維持費・修理費	
配偶者	給与 ①		基本生活費	
	給与 ②		食費	
本人 年金			外食費	
配偶者 年金			電気代	
臨時収入・ボーナス		0	ガス代	
本人	(賞与 年間 万)		水道代	
	()		灯油代	
配偶者	(賞与)		被服・理美容・雑貨費	
	()		医療費(病院・薬局)	
援助収入		0	車両費・通信費	
雇用保険			電話・携帯電話・インターネット	
生活保護			ガソリン代(通勤費含む)	
児童手当			駐車場代	
児童扶養手当			車検・車修理代	
養育費()			通勤交通費	
援助()			教育費用	
援助			学費	
事業収入			お小遣い・仕送り生活費	
借入金		0	塾・習い事費用	
借入金	(奨学金)		通学交通費	
	()		教養・娯楽費用	
借入金	()		新聞・本・雑誌・教養用品	
	()		遊興費・娯楽費用	
滞納の水光熱費			その他	
滞納の家賃			酒代/酒飲食交際費	
個人からの借金			たばこ・お小遣い()	
その他①			保険・税金	
その他②			国保・国年・社会保険料	
預貯金取り崩し			生命保険料	
当月の収入合計		0	共済保険料	
前月繰越含む収入合計		0	その他保険料(車・バイク)	
翌月繰越含む支出合計			税金(固資・市県民・自動車・)	
翌月繰越含む支出合計		0	返済金	
預貯金預入れ			住宅ローン	
車ローン			車ローン	
銀行			銀行	
サラ金			サラ金	
CR(キャッシング)			CR(キャッシング)	
CR(物品)			CR(物品)	
その他①			その他①	
その他②			その他②	
当月の支出合計		0	当月の支出合計	
翌月への繰越金			翌月への繰越金	
翌月繰越含む支出合計		0	翌月繰越含む支出合計	

【帳票3】キャッシュフロー表

注)上記は紙幅の関係で割愛しているが、3年先程度まで作成することが望ましい。